

平成 19 年 3 月 23 日(金)
境川流域総合治水対策協議会事務局
愛知県建設部
河川課計画グループ
宮嶋・稲吉(内線 2729・2730)
ダイヤルイン 052-954-6555
下水道課公共下水道グループ
古田・久保

境川・猿渡川流域に、
特定都市河川浸水被害対策法を適用することとし、
「流域水害対策計画」の策定作業に着手します

- 第 2 0 回境川流域総合治水対策協議会・委員会で合意される -

平成 1 9 年 3 月 2 3 日に第 2 0 回境川流域総合治水対策協議会（名古屋
市始め 9 市 3 町及び県）が開催され、「特定都市河川浸水被害対策法」を境
川・猿渡川流域へ適用することとし、同法第 4 条に基づく河川、下水道等
を含む総合的な浸水被害の防止を図る「流域水害対策計画」の策定作業に
着手することを確認しました。また、法の指定時期については、流域水害対策
計画の策定作業の進捗に基づき協議会において判断することとしました。

第 20 回境川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成19年3月23日に開催された、境川流域総合治水対策協議会・委員会(名古屋市始め9市3町及び県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも県と市町がより強力で連携して、積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解しましたので、お知らせします。

1. 特定都市河川浸水被害対策法の適用について

「特定都市河川浸水被害対策法」を境川・猿渡川流域へ適用することとし、同法第4条に基づく河川、下水道等を含む総合的な浸水被害の防止を図る「流域水害対策計画」の策定作業に着手することを確認しました。また、法の指定時期については、流域水害対策計画の策定作業の進捗に基づき協議会において判断することとしました。

【背景】

境川・猿渡川流域(流域面積 264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和58年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約52%に達し、計画想定値の50%を上回り、開発に伴う必要対策量約286万m³に対し、平成17年度末で約148万m³(約52%)にとどまっている。

平成16年12月10日の第17回の協議会・委員会で境川流域整備計画の見直しに向けた主要な方針として、以下の4点が合意されている。

境川、逢妻川及び猿渡川において河道掘削などの河川改修を推進すること。

ため池及び農地を適正に保全すること。

特に、遊水機能の保全に向け、適正な土地利用に努めること。

「緊急五ヶ年計画」以降も、引き続き、流域対策を推進すること。

平成18年5月9日の第19回境川流域総合治水対策協議会・委員会では以下が合意された。

「法の適用の判断については、流域整備計画の見直しの議論と合わせ、年度内を目途に協議会において行う。」

河川整備計画 - 河川管理者が河川法に基づき、今後20～30年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

流域水害対策計画 - 河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後20～30年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民からの意見聴取などの手続きを行い策定される。